

MOTUL KT CHAMP SERIES

2023 シリーズ選手権規定

公 示

本大会は、FIA 国際モータースポーツ競技規則・国際カート規則ならびにそれに準拠した JAF 国内競技規則・JAF 国内カート競技規則とその付則及び各コース特別規則書更に本大会特別規則書・付則に従って開催される。

第1章 大会開催に関する事項

第 1 条：競技会の名称

日本語表記：モチュール KT チャンプシリーズ 2023

英文表記：MOTUL KT CHAMP SERIES 2023

第 2 条：競技の種目・クラス区分と格式

第一種競技車両によるスプリントレース

第 3 条：競技の格式

* 格式：クローズド

第 4 条：開催クラス・日程・場所

■ 鈴鹿サーキット南コース

第 1 大会・2 月 26 日 第 2 大会・7 月 16 日 第 3 大会・8 月 13 日

※1 大会 2 レース全 6 戦の内、獲得ポイントの多い 5 戦を有効ポイントの対象とする。

※ 5 戦以上参加のこと。

第 5 条：大会総合事務局・大会主催事務局

1) 大会総合事務局

有限会社ケーアールピー (KRP)

TEL：090-3941-9996

2) 大会主催事務局

大会開催コースとする

第 6 条：大会役員及び競技役員

公式プログラムに記載

第 7 条：クレデンシャルの着用

・本大会に参加するドライバー・メカニックは、場内では各コースが発行したクレデンシャルをつけないといけない。

第8条：大会の延期および中止

・「JAF国内カート競技規則」カート競技会組織に関する規定第1章 第6条に基づき、大会総合事務局は大会審委員会の承認を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止または取り止めることができる。大会の全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、参加料金は事務処理経費を差し引いた金額が返金される。ただし保険料は返金されない。

なお、エントラントおよびドライバーはこれによって生じる損失について抗議する権利を保有しない。さらに大会主催事務局は審査委員会の承認を得て大会の内容を変更する権限も併せて保有するものとする。また、これに対する抗議は一切認められない。

第9条：公式通知に関する規定

・本規則書に記載されていない競技運営上の細則や参加者に対する指示、本規則発表後に生じた必要事項は公式通知によって示される。

公式通知は

※1.ドライバー・エントラントにE-mailにて送信される。

※2.オフィシャルウェブサイトに掲出される。

※3.サーキットに設置する掲示板に掲出される。

※4.ドライバーズブリーフィングで指示される。

※5.緊急の場合は場内放送で伝達される。

以上の方法によって参加者に通知される。

第2章 競技会参加に関する事項

第1条：参加定員

・参加受付台数は以下の通りとする。

*シリーズ 34 台

第2条：参加資格

1) エントラント

・2023年度有効なJAFが発給したエントラントライセンス所有者であること。
または大会総合事務局が認めたエントラントであること。

2) ドライバー参加資格

*ライセンス：JAF国内B以上又はSL-B以上

所持者及びTRMC-S/SMSCライセンスが必要。

*年齢：当該年度18歳以上

※日本国外で上記と同等のライセンスを保持している場合や、JAFが特例で全日本カート選手権への出場を認めている場合など、大会総合事務局が適格と認めるドライバーについては、特別にエントリーを認めることとする。

第3条：参加申込先

■参加申込先(大会総合事務局)

有限会社ケーアールピー (KRP)

TEL：090-3941-9996 Email:meil@krp-ms.com

・レース当日現地にて提出するもの

1. エントリー用紙（鈴鹿各大会） ※年間申込用紙とは別

2. 車両登録申告書

※車両登録申告書に基づき、車両検査に合格したもののみが競技に参加できる。

第4条：参加費用

■エントリーフィー・メディア・プロモーション費込み

・エントリー代 ¥60,500- (税込) ※ (オイル・プラグ・タイヤは各自ショップで購入)

・3大会一括支払いの場合は、49,500 (税込) ×3大会 = 148,500- (税込)

※土曜日の走行料と保険料は別途必要です。

※保険料(ドライハー及びメカニクの保険代)は、各大会でお支払い下さい。

第5条：保険

・すべての参加ドライバー及びピットクルーは「JAF 国内カート競技規則 第11章 第33条～第34条」に基づき、傷害保険に加入しなければならない。

また練習時を含めて健康保険証を携帯する事。

・メカニク追加登録・保険料は実費負担となります。

第6条：参加受理と参加拒否

・参加申込者に対して大会総合事務局より参加受理または参加拒否が通達される。

・参加を受理された後に参加を取り消す場合、参加料は返還されない。

第3章 車両規則（エンジン及びカート）に関する事項 ■全日本 FP-3 に準ずる

第1条：参加車両

競技に使用するシャーシ、エンジン、及びタイヤは、車両申告書に登録済みの物のみとする。登録できる個数は下記の通りとする。

：フレーム1台、エンジン1基、タイヤ1SET (ドライ・ウエット)

第2条：カート

・車両は自由。ただしフロントブレーキの装着は禁止とする。

第3条：エンジン

・YAMAHA KT 100SD(2025年まで使用可能)/100SEC ※FP-3 に準ずる

第4条：キャブレター

・FP-3 に準ずる。

第5条：プラグ

- ・NGK スパークプラグを指定とし加工は禁止、市販状態とする。

第6条：チャンバー・ノイズボックス

- ・FP-3 に準ずる。

第7条：ギヤ比

- ・自由

第8条：競技ナンバー

- ・「JAF 国内カート競技車両規則」第2章 第28条に従った競技ナンバーを前後左右に取付ける。
- ・競技ナンバーは、大会総合事務局が指定したナンバーを車検を受ける前に取付けなければならない。
■下地・文字のカラーは黄色ベース、黒文字

第9条：タイヤ

※DUNLOP 製：ドライ SL-22・ウエット SL-W2

- ・日曜日のレースタイヤは登録タイヤのみ使用できる。
不慮のトラブルの場合は技術委員長の承認のもと、車検場において不良のホイール・タイヤを持参し、中古品1本のみでの交換が認められる。
- ・タイヤに使用するエアとして窒素ガスを使用する事は認めない。

第10条：ポディーワーク

- ・フロントフェアリング/サイドボックス/フロントパネルの取付けを義務付ける。取付け方法はメーカー指定による。
■2015-2023 及び 2018-2023 の CIK-FIA 公認フロントフェアリング取り付けキットの使用が義務付けられる。

第11条：最低重量■153kg

- ・最低重量を満たす為、バラストを積む必要がある場合はすべて固形材料を用い、車体にボルト・ナットで強固に取付けなければならない（6mm以上の2本止め）。

第12条：燃料

1) ガソリン

- ・大会期間中、使用する燃料については、「JAF 国内カート競技車両規則」に基づき施設内給油所で販売される無鉛ガソリンの使用を義務付ける。
- (1) ガソリン購入の際、給油所にて発行されるガソリン購入証明ステッカーを車両申告書に貼付し、公式車検時に提出しなければならない。なお、ガソリン購入証明ステッカーは、10ℓ以上購入した場合に発行される。また、発行されたガソリン購入証明ステッカーはドライバー1名に対して1枚のみ有効であり、1枚のガソリン購入証明ステッカーで複数のドライバーのガソリン購入証明とはならない。（購入日より14日間有効とする。）

- (2) やむを得ず公式車検までに提出できない場合は、当該クラス公式練習開始までに提出するものとする。
- (3) 紛失・滅失によるガソリン購入証明ステッカーの再発行は行わない。
- (4) 主催者は使用する潤滑油の銘柄指定およびサンプルの提出を求める場合がある。
- (5) 燃料には、燃料の性質を変えるような装置を取り付けたり添加剤を混入したりしてはならない
- (6) 各クラス決勝ヒート終了後、上位 1 位～3 位の車両の燃料を重量検査終了後パークフェルメにて抜き取り検査を行う場合がある。
- (7) サーキット内において供給される燃料の銘柄は「ShellV-Power」のみとする。
- (8) 供給時間：公式通知にて公示する。
- (9) 供給場所：鈴鹿サーキット内給油所（東レーシングコースパドック内）消防法に合致した金属製携行缶を用いて購入すること。

2) エンジンオイル

- ・MOTUL KART GP を指定とする（CIK-FIA 承認オイル）、それ以外の添加物の使用は一切認められない。

3) 検査

- ・ガソリンおよびエンジンオイルについて予告なく抜き打ち検査（タンク内の燃料を採取する等を行う場合がある（エントラントは必ずその指示に従わなければならない））。

4) チェーンオイル

- ・駆動に使用する MOTUL チェーンオイル(推奨)を使用する。

第 13 条：公式車両検査

- ・「JAF 国内カート競技規則・付則、規定 カート競技会参加に関する規定」第 3 章 第 12 条に基づき車両検査が行われる。
- ・車両検査の日時及び場所は公式通知又はプログラムにて知らされる。
- ・車両申告書を提出する。
- ・ドライバーは車両検査に立ち会わなければならない。その際、装備に関しても「JAF 国内カート競技規則 競技会参加に関する規則」第 3 章 第 11 条を適用する。また車両検査時において技術委員の点検を受けるものとする。
- ・規則に不適合な部分がありながらも技術委員に発見されなかったとしても承認を意味するものではなくレース中にそれに関する疑惑が生じた場合は旗の指示を受ける場合がある。
- ・レーシングスーツは CIK/FIA(FMK)公認または JAF 公認のもののみ使用を認める。
- ・「JAF 国内カート競技規則 競技会運営に関する規定」第 8 章 第 30・31 条に基づき、計量ならびに再車検が行われる。
- ・各ヒート終了時には「JAF 国内カート競技規則」に定める必備の部品が備わっていること。

第 14 条：自動計測装置

- ・参加者はレースウィークの日曜日から車両に自動計測装置を取り付けなければならない。
- ・取り付けを拒否した場合、当該車両およびドライバーの出走は認められない。

- ・貸し出しが行われた際、理由の如何を問わず万一破損・紛失した場合は各大会主催事務局側より請求される。
- ・計測装置の配布は選手受付時に行い、返却については全レース終了後1時間以内とする。

第15条：封印（マーキング）

- ・封印（マーキング）が外れそうな(消えそう)状態になった場合は、事前に技術委員長に申し出ること。
- 封印（マーキング）に関する故意の違反があった場合には当該競技会は失格とする。なお、違反の内容によっては当該年度の選手権の全得点を無効とする場合がある。

第4章 競技に関する事項

第1条：ブリーフィング

- ・参加全ドライバーはブリーフィングに出席しなければならず、ブリーフィングに欠席したドライバーはペナルティの対象となる。

第2条：公式練習

- ・「JAF 国内カート競技規則」カート競技会運営に関する規定第6章 第23条及び第24条に基づき、公式練習を行う。
- なお、主催者より配布された自動計測装置を公式練習より取り付けて走行する事を義務付けるものとする。
- ・ピットアウトしスタートラインを通過する前にコース上で停止した場合も公式練習に参加したものと認める。
 - ・公式練習の出走順については特に定めないものとする。

第3条：タイムトライアル

- ・全てのクラスにおいて参加ドライバーは、タイムトライアルに参加しなければならない。参加しない場合は、タイムトライアル失格とし第一決勝ヒートは最後尾スタートとなる。
- *義務周回数は定めない。
- ・タイムアタックは原則ベストタイム制とする。
- ドライバーは時間内にコースインする事はできるが、ピットインした後の再出走は認められない。
- ・タイムトライアル時にベストラップが同タイムの場合は当該ドライバーが記録したセカンドラップを採用する。更に同タイムとなった場合もこれに準ずる。
 - ・タイム計測ができなかった車両については最後尾よりスタートするものとし、複数台の車両がある場合はゼッケン順に配列される。

※ただし、開催コースのルールにより、時間が変わる場合がある。

第4条：グリッド

- ・決勝ヒート①のグリッドはタイムトライアルの結果で決める。
- ・決勝ヒート②グリッドは決勝ヒート①のベストタイム順で決める。

第5条：スタート

- ・スタートはローリングスタートとする。
- ・スタートの合図はシグナルによって行われる。
- ・ローリングラップの終了時、ドライバーは自分のポジションを保ち減速してスタートラインへ向かう。いかなるカートもスタートライン25m手前に引かれたイエローライン(加速ライン)を隊列の最前列が通過するまでは加速を禁止する。違反した場合はペナルティの対象となる。
- ・競技長は、隊列が整いイエローライン前に加速をしていないと判断した場合、赤信号を消灯又は日章旗を振ってスタートの合図を行う。

ローリング中のイエローライン前での加速に問題がある場合、競技長はローリングを更に1周行われることを合図するために赤信号の灯火を続ける(消灯しない)。

- ・スタート前の最終的な隊列を形成させる為、イエローライン付近にパイロンを配置する場合がある。当該パイロンに故意に接触等したドライバーに対してはペナルティが課せられる事がある。
- ・ローリング中に隊列のペースを乱す者があった場合は白・黒旗が示される。フロントローでそれが繰り返された場合は最後尾に繰り下げられる場合がある。
- ・ローリング中、隊列から遅れた者が隊列の前に出て待つような行為をした場合、ペナルティの対象となる。
- ・ローリング中に隊列から大きく遅れ、競技長により指示された者及びローリング中にピットインした者と周回遅れの者は最後尾に着かなければならない。
- ・ローリング中にコースをショートカットすることは禁止とする。ただし、開催コースのルールにより、コースの一部をショートカットさせる場合がある。
- ・ローリング中にポール又はセカンドのカートが停止又は遅れてもローリングは続行される。その際は先頭にいる者にローリングのペースを保つ義務が生じる。
- ・再三不正スタート(フライング)があった場合には、競技長はスタート進行を中断するかもしくはそのレースをスタートした後にその旨を大会審査委員会に報告する。
- ・コース委員長の指示によりローリングスタート合図をするが、その際かぶりによりエンジンが停止したり、かからなかった場合、速やかにピットに移動し、ピット作業エリアにて補助要員によるプラグ交換のみ認める。コース内での作業は一切認めない。
- ・ローリング中に停止した場合、全車両が通過するまで再スタートを試みてはならない。
- ・同委員会は、不正スタートをしたドライバーに対しペナルティを課することができる。
- ・ローリング中、自分のグリッドを維持するのはドライバーの責任である。
- ・ローリング中、各コースが定める隊列復帰及び追い越し禁止区間を違反した者は何らかのペナルティを課す。
- ・スタート直後、先頭のカートが1周するまでにコントロールラインを越えないカートはそのヒートに出走することはできないものとする。

第6条：給油

- ・ヒート中の給油は禁止。

第7条：レースの中断

- ・「JAF国内カート競技規則 カート競技運営に関する規定」第9章 第35条「レースの中断」に従

う。

- ・赤旗提示の場合ドライバーは直ちにレースを中断し、オフィシャルの指示に従い、停止できる態勢でスタートライン手前まで徐行して停止する。その場合センターを空けて危険を回避することに努める。
- ・赤旗提示の場合、競技長の指示があるまでメカニックはグリッド上への介入および車両の整備を行ってはならない。
- ・グリッド上での燃料の給油及びケミカル類の使用は禁止する。

第 8 条：レースの終了及び順位の設定

- ・レース着順 1 位の者がフィニッシュラインを通過後 2 分以内にカートが自力で同ラインを通過した者はそのラップが加算される。完走者となる為にはチェッカーに関わらず規定周回数の 1/2 以上を完了していなければならない。
- ・レースの順位は以下の順序により周回数の多い順に決定される。
 - ①チェッカーを受けた完走者(規定周回数の 1/2 以上を完了しチェッカーを受けた者)
 - ②チェッカーを受けない完走者(規定周回数の 1/2 以上は走行したがチェッカーを受けなかった者)
 - ③不完走者(チェッカーに関わらず、規定周回数の 1/2 以上を完走していない者)
 - ④同一周回数の場合はその周回を先に完了(コントロールラインを通過)した者を優先する。

第 9 条：車両保管及び再車検

- ・「カート競技会運営に関する規定」第 8 章 第 30 条 第 31 条 第 32 条に基づきレース終了後に車検場にて再車検が行われる。
- ・技術委員長はスタートした全ての車両に対し検査を行う権限を持ち、検査を受けない場合は失格とする。
- ・車両保管エリア(パークフェルメ)に入場した車両には技術委員長より指示があった場合以外、一切手を加えてはならない。
- ・技術委員長より検査の指示があった場合エントラントもしくはその代理人が責任を持って車両の分解および組立を行わなければならない。ただし関係役員、エントラントおよびドライバー以外は検査に立ち会うことはできない。
- ・車両保管終了後、エントラントは車両を速やかに引き上げなければならない。
- ・以上の項目に対する違反は競技長によって勧告され大会審査委員会によりペナルティが課される場合がある。
- ・本条項の検査に応じない場合は失格とする。なお、車両及びエンジンの改造・点火剤・タイヤソフナーなどの悪質な不正が発覚した場合、ドライバー及びエントラントに対してシリーズ残りのレースを棄権していただく場合がある。

第 10 条：その他 競技に関する事項

- ・信号機は「カート競技会運営に関する規定」第 3 章に従うものとする。
- ・公式練習、タイムトライアルおよびレース中（フォーメーションラップを含む）、スピン等で車両が停止した場合は、他を妨害する事なく、後続車両通過後、またはコース委員の指示があり、自力で再発進できる場合にのみレースに復帰できるものとする。
- ・レース中はコースを外れてショートカットする事は認められず、当該行為はショートカットとみ

なされペナルティの対象となる。

- ・競技中リタイアしたドライバーは自分の車両を速やかに安全な位置に移動し、そのヒートが終了するまでは「カート競技会参加に関する規定」第 11 条に規定する装備一式を着用していなければならない。
- ・ドライバーのサインは下記の通りとし、これを怠った者はペナルティが課せられる場合がある。
 - ① ピットイン・ピットアウトのサインは片手を高く上げる。
 - ② スローダウンするドライバーは片手を高く上げる。
 - ③ コース上で停止した場合のサインは両手または片手を頭より高く上げる。
 - ④ ローリング中、コース委員長の指示により更にもう 1 周追加された場合のサインは片手を頭より高く上げ、後続車両に教える事とする。
 - ⑤ ミススタート旗が掲示された場合のサインは片手を高く上げ、スピードダウンをし、元のローリングスタート時のポジションに戻るものとする。
- ・工具を用いた修理等は指定されたエリア(ピットおよびパドック)以外は一切禁止とする。
- ・エンジンの暖機を禁止する。ただし、始動チェックは認める。

第 5 章 安全面に関する事項

第 1 条：ヘルメット

- ・ヘルメットは SNELL / FIA CMS 2007 規格を推奨する。

第 6 章

第 1 条：ピットクルー

- ・「カート競技会参加に関する規定」第 18 条に基きピット要員の行為に関する最終的な責任はエンタラントに帰属するがレース中における場合はドライバーに直接統轄の責任があるものとする。
- ・ピットエリアで作業できるのは当該クラスに出場しているドライバーと登録されたメカニックのみとし、メカニックは大会総合事務局より指定されたクレデンシャルを装着していなければならない。
- ・走行レーンやダミーグリッドでの作業は一切禁止される。ただしダミーグリッドでのプラグ交換は可能。
- ・ピットクルーによる規定の違反で当該ドライバーに対し黒旗を提示する場合もある。

第 2 条：ピットイン・ピットアウト

- ・ピットインする場合はピットロードを徐行しなければならない、かつ必ずエンジンを停止しなければならない。違反した者に対してはペナルティを受ける場合がある。

第 3 条：ピット作業エリア

- ・ピット内においてエンジンをかける事は一切禁止とする。
- ・ピット、パドックおよびピット前において火気および発火物の使用ならびに喫煙・飲酒は禁止する。
- ・燃料の容器は 20ℓ 以内の消防法に適合した金属製の携行缶でなければならないものとする。

第 7 章 ペナルティに関する事項

第1条：ペナルティ

・ペナルティは次の6種類がある。

- ① 警告：その必要ありと認めた軽反則に対して発せられる。
 - ② 罰金：成績に対するペナルティ迄に至らない程度の違反に適用される。
(ドライバーズブリーフィング欠席または遅刻の場合等)
 - ③ タイムペナルティ：音量測定結果によりタイムトライアルに適用する。
 - ④ ポイントペナルティ：失格にならない程度の違反に対し適用される。
 - ⑤ ラップペナルティ：失格にならない程度の違反に適用される。
 - ⑥ 失格：下記の反則行為に課せられる。
 - 1) 規則に反してまたは不当に得たアドバンテージ
 - 2) 故意に自己または他人の安全を省みる事なく行う危険行為
 - 3) 与えられたオフィシャルの指示を故意に無視した際
 - 4) 与えられたフラッグサインの無視
- ・レース中の反則行為は、ドライバーを停止させる事なくペナルティを課す場合がある。
- ・大会期間中の違反に対するペナルティは、競技長が大会審査委員会に諮(はか)って同委員会によって決定される。
- ・大会審査委員会は状況に応じてペナルティを軽減したり強化したりすることができる。

※ペナルティの例

- 1) 車検の遅れ(オーガナイザーが認めた場合。但し、公式練習まで)
- 2) 重量違反→当該タイムトライアルおよび当該ヒート失格
- 3) 燃料違反→失格
- 4) 服装違反→警告またはポイントペナルティ
- 5) 各ヒート終了時に「JAF国内カート競技車両規則」に定める必備の部分の脱落した場合(後方ナンバープレートを除く)→当該ヒート失格
- 6) 公式練習に参加しなかった場合→レース除外
- 7) フォーメーションラップ中の指定区間での追い越し、割り込み違反
→当該ヒート失格
- 8) フォーメーションラップ中に隊列のペースを乱した場合(警告旗の後)
→着順から3位下(3つ下)の順位ポイント
→同行為をフロントローが繰り返した場合→最後尾に繰り下げ
- 9) スタート時のフライング(警告旗またはミススタート旗の後)
→同行為をフロントローが繰り返した場合→1周減算
- 10) プッシング、極度のブロッキング(警告旗の後)→ポイントペナルティ着順から3位下(3つ下)の順位ポイント。※同行為が著しい場合→失格(以降のヒートも含めて)
- 11) ショートカットとなるコースアウト→1周減算
- 12) 黄旗時の追い抜き
(公式練習・タイムトライアル)→タイムトライアルの結果に1秒加算
(決勝ヒート)→1周減算
- 13) 黒旗の無視→失格(以降のヒートも含めて)
- 14) オレンジディスクのある黒旗無視→当該ヒート失格
- 15) レース中のコース内での他者の援助(メカニックの立ち入り援助も含む)

- (公式練習)→タイムトライアルの時に1秒加算
(タイムトライアル・決勝ヒート)→当該ヒート失格
- 16) 工具携帯走行→失格(以降のヒートを含め)
- 17) ピットロード徐行違反→警告
同行為を繰り返した場合→当該ヒート失格
- 18) 指定エリア(ピット、パドック)以外で作業した場合→警告
同行為を繰り返した場合→当該ヒート失格
- 19) ピット要員のオフィシャル指示に対する違反→警告
暴力行為があった場合→レース除外(以後のシリーズも含めて)
- 20) エンジン始動、作業違反→警告又は罰金
- 21) コースに停止し、コース委員の指示に従わなかった場合、また後続車両通過前に再スタートした場合→警告
同行為により他の事故を誘発した場合→当該ヒート失格
- 22) 公式練習及びタイムトライアルを除き、チェッカー後フィニッシュラインを通過したカートのフロントフェアリングが正しい装状態でなかった場合→競技結果に5秒加算
※これらを含み、その他のペナルティについては付則または公式通知等にて通知もしくは競技長によって勧告され、審査委員会により課せられる。

第8章 抗議に関する事項

第1条：抗議の提出

- ・「JAF国内カート競技規則」第13章 第40条に基づき書面をもって抗議料を添付の上、正式に登録されたエントラントより競技長に提出するものとする。
- ・「国内競技規則」10-20に従ってなされた審判員の判定、計時装置および音量測定結果により課せられたタイムペナルティに対する抗議は認められない。
- ・提出された抗議により再車検等を実施し、その抗議が成立した場合には再車検等の要した費用ならびに組み立て費用は被抗議者であるエントラント及びドライバーの負担とし、これと反対に当該車両等が規則通りのものであることが判明した場合は抗議提出者がそれらの費用を負担しなければならず、費用の算定については技術委員長に委ねられる。

第2条：抗議提出の制限時間および抗議料

- ・技術委員又は車両検査委員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- ・競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技終了後30分以内とする。
- ・競技の成績に関する抗議は、暫定結果発表後30分以内とする。
- ・抗議料は制限格式以下20,300円(消費税含む)とする。

第9章 成績および賞典に関する事項

第1条：ポイント

- ・入賞者に対するポイントは大会総合事務局が以下独自のポイントを定める。

■決勝ポイント

順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点	順位	得点
1位	25	2位	22	3位	20	4位	18	5位	16
6位	15	7位	14	8位	13	9位	12	10位	11
11位	10	12位	9	13位	8	14位	7	15位	6
16位	5	17位	4	18位	3	19位	2	20位	1

※決勝ポイントは決勝ヒートの完走者にのみ与えられ、不完走者、失格者および不出走者には与えられない。

第2条：各開催の表彰

- ・各開催の表彰対象者は決勝ヒートの上位3名とする（必ずスーツを着て参加する事）。

第3条：シリーズ順位の決定

- ・シリーズ順位は各レースで獲得した得点の内、高い得点の5レースを集計しその合計にて決定する。
なお、複数のドライバーが同一ポイントの場合、下記に従い決定する。
- 1) 上位入賞回数（1位の数、2位の数、3位の数以下これに準ずる）が多い順
 - 2) 上記1)も同数の場合、最終戦（第6戦）において上位順位を得た者を上位とする。
 - 3) 最終戦（第6戦）に参加しなかった場合、有効得点のうち最終戦により近い競技会で高い順位を得た者を上位とする。

第4条：賞典

■チャンピオン賞

- ・海外レース（カート）の参戦をサポート

第10章 その他の一般事項

第1条：スポンサーステッカー

- ・全ての参加者は大会総合事務局が支給するステッカーをマシンに貼り付けること。
- ・接触などで損傷した場合は事務局に取りに行く。

第2条：エントラント及びドライバーの遵守事項

- ・エントラントは自己の参加に係る全ての者にすべての法規及び規則を遵守させる責任を有する。
- ・エントラント、ドライバー及びピット要員は本統一規則の下で開催される競技会中に生じた事態についてコースの所有者、大会総合事務局及び大会役員に対していかなる責任も追及しない事。
- ・エントラント、ドライバー及びピット要員はスポーツマンらしくからぬ行為、不謹慎な言葉遣い、あるいは競技を妨害する行為をとった場合、当該競技会失格とする。
- ・エントラント、ドライバー及びピット要員の肖像権及びその参加車両の音声、写真、映像など報道要員の放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用できる。

第3条：誓約書の署名

- ・エントラント、ドライバー及びピット要員はエントリー用紙に記載された誓約文に署名・捺印をしなければならない。

第4条：本規則の解釈

- ・本規則ならびに競技の細則に関する解釈に疑義が生じた場合は、大会審査委員会の決定を最終的なものとみなす。

第5条：負傷時の受診義務

- ・大会期間中負傷した場合、指定の病院にて診断を受けなければならない。
受診していない場合、保険の適用から除外される場合がある。

第6条：損害の補償

- ・参加者は参加車両およびその付属品ならびにコースの施設、機材、器具に対する損害の保証責任を負うものとする。
- ・エントラント、ドライバー、ピットクルーはコースの所有者、大会総合事務局および大会役員が一切の損害補償の責任を免除されている責任を了解しなければならない。
- ・大会期間中、負傷した場合の保証は加入している普通傷害保険の範囲以内とする。

第7条：パドックについて

- ・当大会はドライバーがパドックで使用するテントは各自で準備する。

第8条：大会総合事務局(KRP)の権限

- ・参加申込の受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、メカニックを選択あるいは拒否することができる。
- ・大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- ・全ての参加者、ドライバー、ピット要員の肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することを許可することができる。
- ・公序良欲に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否する事ができる。

第9条：大会総合事務局(KRP)からの連絡手段

- ・レース前のお知らせ、KRPからの連絡などは、全て、パソコンのEメールを使用する。
必ずEメールアドレスをKRPまでご連絡下さい。

第10条：途中棄権

- ・参加者側の都合により途中棄権した場合
※その理由が如何なる場合も参加費用は返金しない。
- ・レースに取り組む姿勢・マナーなど、KRP独自の判断より、不適切とした場合には棄権していただく場合がある。
- * 規則内容は予告なく変更する場合がある。
- ・上記の判断に対しての一切の抗議は認めない。